

令和6年第4回蔵王町農業委員会総会議事録

第4回蔵王町農業委員会総会は、令和6年4月26日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番 阿部 枝 織	2番 平 間 拓 也	
3番 相 澤 国 弘	4番 勅使瓦 幸 一	
5番 我 妻 壮 一	7番 杉 山 由美子	
8番 平 間 栄	9番 山 家 一 彦	計8名

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 三 沢 敏 朗	2番 我 妻 敬一郎	3番 齋 藤 秀 俊
5番 大 和 憲 男	6番 伊 藤 政 美	7番 平 間 昭 男
8番 鈴 木 好 和	9番 大 谷 啓 一	10番 川 村 富士男
11番 佐 藤 勝 浩	12番 佐 藤 雄 一	計 11 名

欠席農業委員は次のとおりである。

6番 村 上 利 雄

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

4番 村 上 智 彦 13番 伊 藤 杜 夫

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 山 家 信 行
書 記 齋 藤 真 澄 遠 藤 大 樹

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告事項2 使用貸借権の合意解約による通知について
- 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第7 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
- 日程第8 第5号議案 非農地証明について
- 日程第9 第6号議案 令和5年度の活動の点検・評価（案）及び令和6年度の活動計画（案）について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第4回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。（午後1時30分）

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席農業委員は8名、推進委員は11名であります。6番村上利雄委員及び4番村上智彦推進委員、13番伊藤杜夫推進委員からは欠席の報告がありました。
		定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
議	長	これより、第4回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
		本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。
		蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、3番相澤国弘委員、4番勅使瓦幸一委員の2名を指名いたします。
議	長	日程第2報告事項1「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に報告をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により報告]
議	長	報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、日程第2報告事項1を終わります。
議	長	日程第3報告事項2「使用貸借権の合意解約による通知について」を議題といたします。事務局に報告をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により報告]
議	長	報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
8番委員		この方は、住所が同じですけれども、親子か兄弟関係なのでしょうか。
事務局		「回答」
議	長	他に質問はございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、日程第3報告事項2を終わります。
議	長	日程第4第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により説明]
		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等については、4名の委員により現地調査済みであります。
議	長	現地調査した委員は、結果を報告してください。
		[1番委員により現況報告]

議 7 番 委 員	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。売買価格をお願いします。
事 務 局		[回答]
議 長		他に質問はございませんか。
		[なしの声あり]
議 長		質疑がございませんので採決いたします。日程第4第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議 長		異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。
議 長		日程第5第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長		[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また現況等については、4名の委員により現地調査済です。
議 長		現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
		[8番委員により現況報告]
議 長		説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
4 番 委 員		現地の調査の話ですとまだドックランの整備はしていないということですね。これからするということによろしいですか。
		これで見ますと、黒沢尻用水ではなく、川の直ぐ脇のようですけれど、本来、用水として使っているのですよね。
8 番 委 員		用水路は、取り入れ口が閉鎖されて、水が上がらないようになっている。水田の跡のところにドックランをやるような感じで見てきました。畑の方は駐車場にするような感じです。土手を跨いだところですよ。
4 番 委 員		ずっと下って行って、疣岩の下所の澄川用水と黒沢尻用水の分岐点の上流はこの川ですよ。用水として使う場合は、東北電力の関係で多分、発電所の排水の水を用水として使っているみたいですが、足りない時は黒沢尻用水の水も分岐点に入るようになっています。仕組みとして。その中で、上流の部分にドックランを作って大雨のときにこの所が災害や、あるいはドックランで排出物などが流れ出すことの影響がないのかなと思ったので、その辺はどうなのでしょうかね。
議 長		この川は、昔の農協の直売所の後ろあたりでしょうか。よく溢れていましたよね。
12 番推進委員		あそこは溢れてはいましたが、今言ったドックラン予定地といいますか、田んぼが川より高いです。氾濫することは無いわけですが、雨の降る

4 番 委 員	量もあるのでしょうか、今まであそこが氾濫したということは一回もないです。
議 長	その下の部分があるのですか。下の以前運営していた直売所近くは、氾濫していましたよね。であれば大丈夫ということですね。それが心配だったので。分かりました。地元の推進委員の話しで了解しました。
議 長	なお、この件については、転用するということで問題ないですね。他に質問はございませんか。
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第5第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
事 務 局 長	異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。 日程第6第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて」を議題といたします。事務局に説明をさせます。 [事務局長朗読により説明] (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細については、別紙調査書のとおりであります。
議 長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [異議なしの声あり]
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第6第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案どおり承認されました。
議 長	次の、日程第7第4号議案は、議事参与の制限がございます。平間栄委員の退席を求めます。
議 長	日程第7第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて(参与制限)」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長	[事務局長朗読により説明] (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりであります。
議 長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [異議なしの声あり]
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第7第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議 長	異議なしと認めます。第4号議案は原案どおり承認されました。平間栄

議	長	委員の入場を許可します。 日程第8第5号議案「非農地証明について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局	長	〔事務局長朗読により説明〕
議	長	現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 〔8番委員により現況報告〕
議	長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 〔異議なしの声あり〕
議	長	問題は、非農地になっていますが、昔の農地であることを知らない人が多いので、宅地を増やす時に、畑を少し宅地に増やしたということで、色々見たら農地のままになっていたの、非農地にするということだと思います。
議	長	それでは日程第8第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 〔異議なしの声あり〕
議	長	第5号議案は、原案のとおり承認されました。
議	長	日程第9第6号議案「令和5年度の活動の点検・評価（案）及び令和6年度活動計画（案）について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局	長	〔事務局長朗読により説明〕
議	長	昨年度の実施状況の報告案と今年の活動の目標の設定でありましたけれども質問ございませんか。
議	長	まず私から一つ。去年の報告で色々なところに目標を立てて、それに対する課題となっていますよね。「農業委員会として、どういうことをやっていくか」というものは、これそのものですよ。 やはり去年に基づいたもので目標を立てて、みなさんでやっていこうということもあるし、やはり「こういうことなんですよ」ということで、「推進委員さんはどういうことをして、農業委員はどういうことをやっていくか」ということがあるので、それに則したことを事務局から提示してもらって、「その通りやっていきましょう」ということなら分かります。田んぼに行って、誰かとちょっと話をして農地の相談を受けたとしても1カウントに数えられるから、まるっきり10日という扱いではないですけど、つまり10回ということなのではないでしょうか。そういうこともしていきたいと思っていますが、そういうことですね。
議	長	例えばこういう問題に対して皆さんに諮って、例えば「新規参入についてどう思っているのか」ということで、農業委員の点検・結果ということで文章が出てくればいいんです。推進委員さんは推進委員さんで集まって、例えば新規参入の問題、遊休農地をどういうふうに考えて、どうい

8 番 委 員	ふうに進んでいったらいいと。目標を立ててもらって、その目標に行かなかったら、行かなかった。行ったとかというのが本来の姿である。
議	農地パトロールをしましょう。11月、12月、1月の3回くらい農地パトロールをやりましょう。
長	農業委員会の推進委員が13名で、農業委員が9名しかいない。だから我々だけではできることは限界がある。「こういうことをすべきだ」ということの提案だけでもいいわけです。ただ、我々はこのくらいしますけれども少ない人員は農家組合長や区長さんの応援をもらってやっていくとかでもいいのだが、そういうようなやり方をその課題について皆さんどういう考えがあって、どのように進めていって、区長とか農家組合長とかが我々一緒にやっていくということをまず作らないうちには、何もできないわけです。とにかく皆さん、色々な考えを持っているのだから、考えを出してもらっただけでもいいのではないですか。
4 番 委 員	宮城県の大会、農業会議の大会というものが年2回くらいやっていますけれども、ほとんど皆さん参加しています。その中で出てくるのが、「自分たちの地域をどうしなければならぬのか」ということが出てきます。「将来はどうあるべきか」ということ。その中で、一番問題になっているのが「地域計画というものを立てなさいよ。市町村の中で最低2つ以上立てなさいよ」という提案をしているわけなのです。「蔵王町もやらないと駄目だめなのだな」と思ってずっとそればかりを考えてきた。2、3年周期でもうどんどん、どんどん遊休農地は増えているし、担い手はいなくなっているし、「水田や農地はどうなっているのだ」というのを色付けしなければならぬ。
議	今まではこうやってきたのですが、「こういうふうには農業委員と推進委員がこのくらいいるのですから、皆さんで何かに取り組んでいきましょう」と言っているのであって、そういう課題が書いてあるとおり課題があるのですから、皆さんに「こういう課題があるのですから、どうしましょう」というものを投げてもらって、「皆でこうしましょう」というのをやっていきたいわけです。
議	長 他にご意見ございませんか。
3 番 委 員	先ほど会長がおっしゃった新規参入相談会の参加回数1回というのは、参加したのですか。
議	長 県の新規就農相談会や農業振興公社でやっている参入相談会には資料をだしておいて、配ってもらうようなことはしている。
3 番 委 員	現状の農地の把握に努めるということは、ものすごく大事なことだと思いますが、それと同じくらい新規参入相談会を開催して、新しい新規参入者を募っていくのも大事なのだと思います。このところはしっかりと回数というか、なるべく回数を多く参加するような形にしていっていただく方がい

議	長	いのではないかと思います。 大きな開催、県とかと共催してやっていたものだと思います。相談は随時、窓口でやっている。
3 番 委 員		ゆくゆくは蔵王だけで、例えば「ございんホール」などで相談会開催とか、そういったことができれば一番いいのでしょうけれども。そこまで一足飛びにいけないと思うので、せめて県とかそういったところが開催するところには、欠席せずに毎回出るくらいの意気込みが必要なんじゃないかなと思います。
議	長	県では毎月やっているのでしょうか。月に2回くらいでしょうか。これを見ると。
議	長	毎月、やっているのではないかな。チラシなんかがありますね。
3 番 委 員		私は、移住相談室というのをお預かりしていますが、そこでの相談者数というのが、一昨年と去年で、去年の方が若干減りましたが、年間で日曜、祝日を入れておおよそ200組くらいの相談があります。その内のおおよそ1割くらいが移住に繋がっていますが、相談のかなりの比率が農業に関する相談というのがあります。相談員は専門家ではないので、都度、役場で会議が1ヶ月に1回ある時に提案して、今はここに座らせて頂いているので、今後、そういったことがあれば、積極的にやってきたいと思うのですが、相談会の開催プラス移住相談の中の農業相談に対してもやはり対応していくということも農地の利用に繋がっていくのではないかと思います。
9 番 推 進 委 員		農業推進委員でけども、皆さんご存じだと思いますが、我妻家住宅の向かい側が荒れ地になっているところ。あそこは再三言っていますが、当初は去年の話ですけども同じ状態。先日、言ったならば、「5月になる」と言っていましたが、多分、それでも無理だと思います。「いい加減にしてくれ」と言いたくなります。周りの農地に迷惑がかかる。今後、そういうことが色々なところから出てくるとは思いますけど、早めに手を打っておかないと。考えてみてもらえますでしょうか。
議	長	一番はやはり遊休地というか、耕作放棄地。周りで皆が作っている隣が耕作放棄地であるとか、その一帯が皆な一生懸命やっているのに、耕作放棄地があるのが問題であって、ただ、局長とも話しましたが、注意するとか、きちんとして頂きたいというような文書ぐらいで、強制的にはできないですね。昔のように例えば、近所とか集落の中でやっていたのですが、隣の人とも希薄になって、荒らしても、迷惑をかけていても何でもないという風潮がどんどん、どんどんできてきているので、今、何とかしておかないと、ちょっと難しいのではないかと考えています。事務局では、「何とかして欲しい」と相談があった時はどういう対応をしていたのですか。
事 務 局		相談を受けたら現地確認をして、委員などで近しい方がいらっしゃれば

		相談することや、そういうことがない場合は、手段として「改善して下さい」というお知らせをするようにはしています。その後、回答がない場合は何度か送ったりはしますが、それ以降、何か代執行するということところまではやってはいません。
4 番 委 員		迷惑はかけています。口頭ではなくて、文書できちんとしないと。それに対して「何日まで回答して下さい」と。
5 番 推 進 委 員		聞いた話なのですが、それを解消しているところもあり、それを解消する時に、やはり条例を作って、それで対処する。農業委員会だけでは如何ともしがたいですよ。放棄地の問題は、もちろん農林観光課、議会を含めて考えていかないと。堂々巡りではないですが、いくら注意しても多分、「また来たな」ぐらいで、何の解決にもならないです。これは、何らかのペナルティがないと。あるところでは、条例の中で「水田とは認めない。農地とは認めない」従って「雑種地である」と。そうすると税金が上がる。それで解消しているという。そういうことがあるわけです。あるいは場合によっては、農地を必要ないということであれば、誰かに譲渡するというその窓口、仲介を担ってやるというか、そういうところまでやらないと多分、この問題は解決しない。だから農業委員会だけの問題ではないのです。議会も含めて、農林観光課も含めて取り組まないと無理です。
議 長		今、5 番推進委員からあったように、農業委員としては総会の議決が一番重要なことですが、それ以外のことも重要であるということで、推進委員を依頼しているので、今のような意見を町当局や議会にお願いして、我々の農地を保全するために遊休農地化しないような条例のようなものが、あとは、農地として使っているから固定資産税が安いのであって、使わなくなったら税金が高くなることを国も進めているようですけれども。そういうものに取り組んで、強制的に自分でできなかつたら人に譲ることや、綺麗にするとかしないと。大分、永野西の方でも果樹園の木が切られています。あれも木を切った人がやっているから、木を切っても緑地帯として綺麗になっていますが、次の代にいったらどうなるのかと思っています。
議 長		そういう案を皆さんで大風呂敷を広げるような話でもいいので、町に提言していくとか、町でやってもらうようにしないと、これからどんどん、どんどんやっていく人が少なくなっていくので、最後に残るような人がとてもひどい思いをするようになるので、それをどうするのかということをやっていききたいと思っています。
議 長		では、5 年度の実施状況（案）と目標の設定については、よろしいでしょうか。
3 番 委 員		変更点があった時に次回、提案して頂ければと思います。
議 長		では、原案のとおり公表することに決してご異議ございませんか。

議	長	[異議なしの声あり] 異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり公表することといたします。
議	長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。 (午後2時53分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 6 年 4 月 26 日

議長	山家一彦
3 番	相澤国弘
4 番	新使瓦 幸一

